

第 11 回 第 1 農地部会議事録

日 時 令和4年11月17日(木) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己 ・ 13 横山 光次 ・ 19 太田 義政
21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

以上14名

欠席委員

出席部会員外委員

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：長谷川担当主幹
美里：谷川担当主幹 安濃：横井担当副主幹

議事録署名者 5 若林 卓哉 ・ 9 竹尾 泰

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)
報告第8号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 本日の農地部会、第11回の農地部会を始めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
- なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
- 本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。
- 議事録の署名者を私のほうから指名させていただきます。5番 若林 卓哉委員、9番 竹尾 泰委員、よろしくお願ひいたします。
- まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第8号に入ります。
- 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページから5ページをお願ひいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から18で、件数は18件、面積は68,557.00㎡で、すべて田でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。
- 6ページから12ページをお願ひいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
- 番号1から13で、合計件数は13件、合計面積は53,331.61㎡で、その内訳は田が42,320.61㎡、畑11,011.00㎡でございます。
- これらにつきましては、相続の届出でございます。
- なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 13ページをお願ひいたします。
- 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
- 番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成10年5月22日でございます。
- 以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
- 以上、件数は1件、合計面積は畑で195㎡でございます。
- 14ページをお願いします。
- 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
- 番号1、物置及びカーポート用地
- 以上、件数は1件、面積は199.00㎡で、すべて田でございます。
- 15ページから16ページをお願いします。
- 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権

移転)、でございます。

番号1、番号2、分譲住宅用地
番号3、資材置場用地
番号4、番号5、一般個人住宅用地
番号6、駐車場用地
番号7、番号8、一般個人住宅用地
番号9、資材置場及び駐車場用地
番号10、看板設置用地

以上、件数は10件、面積は4,781.00㎡で、その内訳は田が2,177.00㎡、畑で2,604.00㎡でございます。

17ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、診療所用地

以上、件数は1件、面積は1,901.00㎡で、すべて畑でございます。

18ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

以上、件数は1件、面積は310.00㎡で、すべて田でございます。

19ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、____、主たる耕作物は榊。

耕作面積は、田で31ha、畑で6ha。合計面積は37ha。

番号2、____、主たる耕作物は野菜。

耕作面積は、田で0.35ha。

以上、件数は2件でございます。

法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

それでは、20ページから22ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）で

ございます。

番号1、地区 一身田外、申請地 一身田大古曾雁田_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 930㎡ 外1筆、合計面積 1,738㎡、受人 _____、面積 17,662㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 安東、申請地 渋見町竹川_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,165㎡ 外1筆、合計面積 4,213㎡、受人 _____、面積 6,016㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号3、地区 櫛形、申請地 分部上頭_____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,027㎡ 外2筆、合計面積 6,062㎡、受人 _____、面積 945,519㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による耕作困難のためです。

番号4、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,292㎡、受人 _____、面積 359,148㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 神戸、申請地 野田上之坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 568㎡ 外1筆、合計面積 4,089㎡、受人 _____、面積 176,176.01㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号6、地区 神戸、申請地 野田浜垣内_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 437㎡、受人 _____、面積 6,713㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号7、地区 神戸、申請地 野田浜垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 300㎡、受人 _____、面積 6,713㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号8、地区 神戸、申請地 野田上之坪_____、登記地目・現況地目とも田、面積 3,054㎡ 外1筆、合計面積 4,768㎡、受人 _____、面積 176,176.01㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号9、地区 片田、申請地 片田志袋町赤坂_____、登記地目・現況地目とも田、面積 870㎡ 外1筆、合計面積 1,973㎡、受人 _____、面積 11,247㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 豊津、申請地 河芸町影重里西_____、登記地目・現況

地目とも田、面積 428㎡ 外2筆、合計面積 1,266㎡、受人 _____、面積 27,099.50㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号11、地区 上野、申請地 河芸町西千里池ノ下 _____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡ 外3筆、合計面積 3,032㎡、受人 _____、面積 5,102㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

以上、件数は11件、合計面積は29,170㎡、このうち田が25,840㎡、畑が3,330㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。11月12日に現地確認を行いました。地元推進委員が、当事者ですので、私1人で確認をしてまいりました。事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 安東。

川邊委員 2番、川邊でございます。14日の日に、地元推進委員と現地確認をいたしました。問題ございません。よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 楯形、お願いします。

小澤委員 1番、小澤です。今回、現地確認はしていませんけれども、渡人の方が他県にいるということで、見習いの方がしていただくということで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 番号4、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。推進委員と現地を確認しましたが、問題ないということでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号5から8が神戸、9が片田、お願いします。

小澤委員 1番、小澤です。神戸地区の案件ですけれども、これも渡人の方が他県におられるということで、活動していただく方々が耕作していただくということで問題はないと思います。片田につきましても、高齢化による譲渡ということで

問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
番号10、豊津、11、上野。

喜多委員 8番、喜多です。10、11とも何ら問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号11について、地元委員さんから異議がないということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。事務局、説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
番号1、地区 安西、申請地 芸濃町小野平小石尾_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 360㎡、申請者 _____。
これにつきましては、申請地を山林とするものです。
伊勢湾台風の被害を受けて耕作ができなくなったため、昭和37年頃から申請地を山林とすることとした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は360㎡で、畑でございます。
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安西。

田中委員 10番、田中です。確認してまいりました。今も事務局の説明がありましたように、伊勢湾台風で、周りに安濃川水系で滝川という川があるんですが、そのときに、低いものですから水が上がりまして、畑に石がごろごろしまして、畑がもう確認できないということを確認してまいりましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。よく分かりました。

番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定をいたします。

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）。事務局、説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤之森_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 519㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とすることを目的に、令和4年8月18日付にて許可を受けましたが、事業計画変更のため、許可の取消願が提出されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明。

竹尾委員 9番、竹尾です。11月9日の日に推進委員の方と事務局の方と一緒に現地確認をしてきました。非常にきれいに管理を、畑の状態で管理していただいております。特に問題ないというふうに判断しました。

議長 ありがとうございます。番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号について承認することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）。

事務局、説明をお願いします。

事務局 25ページから28ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 915㎡ 外2筆、合計面積 1,733㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設及びメンテナンス用地とする

ものです。

パネル設置面積は438.38㎡、パネルの設置率は40.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田絞り_____、登記地目 畑、
現況地目 山林、面積 659㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田絞り_____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 1,037㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安西、申請地 芸濃町多門若一_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 224㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫及び駐車場用地とするものです。

平成24年頃に、申請地にカーポートを設置してしまった旨の始末書の提出
がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 675㎡ 外7筆、合計面積 2,931㎡、受人 _____
____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を宅地分譲用地とするものです。

都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本大石_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 1,695㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を建て売り住宅用地とするものです。

都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本殿町_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 736㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅及び資材置場用地とするもので
す。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 0.11㎡ 外3筆、合計面積 1,762.11㎡、
受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を建て売り住宅用地とするものです。

都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 草生、申請地 安濃町草生葉紅田_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 620㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を駐車場及び資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 草生、申請地 安濃町中川犬間ヶ谷_____、登記地目 田、現況地目 田・山林、面積 1,545㎡ 外1筆、合計面積 3,194㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。
相続人が相続する以前、農地法の手続を経ずに昭和40年頃からヒノキや杉を植林してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 草生、申請地 安濃町草生野端_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 52㎡ 外2筆、合計面積 494㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 安濃、申請地 安濃町内多四ノ首_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 1,157㎡ 外6筆、合計面積 4,504㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は2,034㎡、パネルの設置率は40.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高宮、申請地 美里町三郷山出_____、登記地目・現況地目とも田、面積 347㎡ 外1筆、合計面積 819㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は20,408.11㎡、このうち田が9,144㎡、畑が11,264.11㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里。

若林委員 5番、若林です。9日の日に事務局と推進委員で現地確認しました。問題ないということで、よろしく申し上げます。

議 長 番号2、3、黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局の説明のとおり、何ら問題ありませんのでよろしく
お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号4、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番、田中です。建物の隣を譲り受けるということで、お隣にも影響は及
びませんし、持ち主が変わるということで、問題ないかと思っておりますのでよろしく
お願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号5から8、地区 椋本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。11月9日の日に、事務局の方と推進委員の方で現地確認
をしてきました。
5番については、特に農業用水路がずっと横に走っているのですが、
雨水の水路と農業用水路をきちっと分けていただくように、特にお願いをして
おります。
6番、7番については特に問題がありません。
それから8番については、建て売り住宅用地としてここを開発していただく
ということですが、そのちょうど横、北側に、これも前回に案件として上りま
した集合住宅の建設をしてみえます。南側の入り口、道路について、8番の物
件については農業用水路からちょっと道路を拡幅して、広げて、機械でやる
ということのようです。そうすると、前回の集合住宅の入り口が出っ張ってくる
ものですから、地権者の方にもお願いして、ずっと同じ幅で道路が通るよう
にということをお願いしておるところです。そこだけ出っ張るとちょっと危ない
かなというふうな感じがしました。
ということで、以上、椋本地区の案件について、問題ないというふうに判断
しました。

議 長 畑は荒れてあるわけですか。

竹尾委員 いや。

議 長 荒れたところばかりじゃないんですか。耕作しているところもあるんですか。

竹尾委員 はい。耕作もこれまではされておったところですか。ちょうど芸濃町のぎゅー
とらの西の。

議 長 やっぱりの辺ですか。

竹尾委員 はい。
以上です。

議 長	随分住宅が建ちますな。
竹尾委員	そうですね。
議 長	人口が大分増えますな、芸濃町は。ありがとうございます。 番号9から11、地区 草生、お願いします。
横山委員	13番、横山です。9番の案件は、推進委員さん、事務局の方と現地確認させていただきました。これに関しては問題ないということでお願いします。 10番は、会長、部会長並びに事務局と関係者の方にご同行いただきまして、現地確認させていただきました。これも問題ないということでお願いします。 11番なんですけれども、11番も、これは事務局と我々が現地確認させていただきました。これも問題ないということでよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号12、地区 安濃、お願いします。
平松委員	12番、平松です。11月9日の日に現地確認をさせてもらって、周辺も太陽光が大分できてきている地域だったので、会長、部会長立会いの下に現地確認をし、いろいろ意見を言っていたいたところでした。皆さん、そこら辺を工夫して検査するというので、了解をとりましたので、問題ないと思います。
議 長	ありがとうございます。 番号13、地区 高宮、お願いします。
清水委員	11番、清水です。11月9日、私と地元推進委員と現地確認させていただきました。ここは保全管理された田んぼでありまして、きれいに草が刈ってあるところなんですけど、駐車場ということで問題ないんじゃないかと思っております。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 番号1から番号13について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）。 事務局、説明をお願いします。
事 務 局	29ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 上野、申請地 河芸町上野平田____、登記地目・現況地目とも田、面積 203㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地（一時転用）とするものです。
農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号2、地区 豊津、申請地 河芸町一色石橋_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 495㎡ 外4筆、合計面積 2,634㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場及び資材置場用地（一時転用）とするものです。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号3、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本大石_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 210㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地で2年間の賃貸借契約を結び、借人が経営する自動車整備事業の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は3,047㎡、このうち田が2,837㎡、畑が210㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、上野、番号2、豊津、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。1番、2番とも事務局の説明のとおり、何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議長 番号3、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。11月9日の日に現地確認をしてきました。特に問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。最近は何れも案件に対して事前着工というのが見当たりませんが、もう少し昔は事前着工というのがありました。それは直ちにストップさせるとかいうふうな処置を取ってきておるわけですが、それじみたこともございますので、その辺も含めて現地確認をお願いしたいなと思っています。余談ですが、お願いします。

番号1から番号3について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、資料の3ページの1-21をご覧ください。

こちらですけれども、利用権の設定を受ける者の氏名欄、2番目の欄になるんですけれども、こちらのほうの氏名欄のほうが「_____」のみの記載となっております。代表取締役の氏名の記載漏れがありましたので、こちらのページと35ページの利用権設定の各筆表、3ページと35ページに記載漏れがありましたので、お手元に配付いたしましたものに差し替えをお願いいたします。3ページと35ページのほうに記載漏れがありましたので、差し替えのほうをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

では、各地区別に下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で200,008㎡、畑の賃貸借で13,031㎡、合計件数は64件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20,776㎡、契約件数は9件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で270,793.61㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,174㎡、契約件数は46件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,801㎡、契約件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で2,765㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて521,143.61㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて19,205㎡、合計契約件数は128件、合計面積は540,348.61㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区53件、河芸地区7件、安濃地区33件、芸濃地区6件、美里地区1件で合計100件、合計面積は422,866㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で78%、面積で78.2%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、農地利用集積計画の概要の該当箇所、今回は3ページにあります1-26-2外3件になります。整理番号の左側の欄外にアルファベットのNを記載しております。

す。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2ページからの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

川邊委員 ちよっとよろしいですか、。

議 長 はい。

川邊委員 今、事務局から話がありました人・農地プランの中で、今年の9月に担い手農家へ利用集積をした案件がございます。私と推進委員とで全部調整させていただいた案件でございます。それが新しいNがついておりませんので。031、032、033でございます。これは中間管理機構を通しまして、当然、人・農地プランの中でやりました関係で、3件が新規でございます。9月にやったものでございます。ありますね、3件。

事務局 31、32、33ですね。

川邊委員 はい。これも本当は新規やでNをつけないといけませんね。

事務局 分かりました。

川邊委員 こういうことがあると、僕はほかにもこういうことが起きているのではないかと、今ちよっと懸念をしておるわけでございます。

今、農林水産のほうへは、慎重に、危機感をもつてもう一回見直して上げてもらうようにお願いします。我々、一生懸命やっておりますので。人・農地プランを策定して、そして、担い手に対して利用集積を図って中間管理機構を通してやっているものが抜けておるといことは張り合いがございませんので。また、組合にも迷惑かけますので、よろしくお願いいたします。

事務局 申し伝えます。ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

案件の審議を進めていただく前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、その案件からご審議をお願いします。

まず、整理番号2の4について、8番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この案件について、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 ありがとうございます。
続きまして、整理番号3の30から3の35及び3の38について、12番、
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 ページ数は154から159ページ及び162ページでございます。いかが
ですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きまして、整理番号5の1について、11番、_____委員、退室をお願
いします。

< 退 室 >

議 長 ページ数は180ページです。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 入室をお願いします。ありがとうございます。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願い
いたします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、この案件につきましても適正であると認
め、市長に進達することにいたします。

以上をもちまして、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしま
した。

これをもちまして第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

令和4年11月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____